

第十六回国会
衆議院

電 氣 通 信 委 員 会 議 録 第 九 号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君

澤田川 興助君 理事塩原時三郎君

理事橋本義三郎君 理事小泉 純也君

理事原 茂君

庄司 一郎君 齋藤 憲三君

柴田 義男君 甲斐 政治君

松井 政吉君 三輪 壽壯君

風早 章君

出席政府委員

郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 金光 昭君

郵政接見大臣官房電氣通信監理官 庄司 新治君

委員外の出席者

日本電信電話 梶井 剛君

日本電信電話 公社副總裁 勉君

日本電信電話 公社總經理局長 秋草 第二君

專門員 吉田 弘苗君

專門員 中村 寅市君

七月二日

委員上林與市郎君辭任につき、その補欠として柴田義男君が議長の指名で委員に選任された。

七月二日

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)の審査を本委員会に付託された。

同月一日

電信電話料金値上げ反対に関する陳情書(東京都二十三区特別区長会長東京都目黒区長広瀬俊吉外四十五

名)(第六二二号)

同(東京都千代田区議会議長小林兵庫)(第六二三号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一

号)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二

号)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法

施行法案内閣提出第九三号)

○成田委員長 ただいまから開会いたします。

公衆電氣通信法案 有線電氣通信法案並びに有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑は通告順にこれを許します。柴田義男君。

柴田君に申し上げますが、郵政大臣も間もなく出席するそうでありまして、そのつもりでお願いいたします。

○柴田委員 私二十五日の委員会でおうと思いましたが、発言の順序がまわつて参りませんでしたので、本日の議題とは多少違う点があると思

いますから御了承願います。

まず第一点は、昭和二十七年八月、公社から国際電信電話株式会社に移管したと存じますが、その八月以降今年三月までの国際電信電話株式

会社の収入の状況がどうなつてゐるか、この点伺いたいと思ひます。

それから第二点は、この間の委員会におきまして秋草説明員の御説明を承りますと、内部の監査制度が非常に

つばに確立しておられる、こういうことを承つておつたのでありますが、そういう状況にございまして、おそろく手持ち資材等にもむだがないとわれわれは考えざるを得ないのですが、現在公社は手持ち資材をどれだけお持ちになつて、そして引継ぎされました

前の手持ち資材のうちで、現在の状況で使用に耐えないものは金額にして、概算でいくつござりますが、どれだけござい

ますか、承りたいと思ひます。

その上に立ちまして、第三点といたしまして、国際電信電話株式会社の株式の分布状況、これはたゞいま資料の御配付を受けたのでありますが、これを見ますと、設立委員以下市中銀行、地方銀行、信託銀行、生命保険等々のいろ／＼な関係機関に、相当数の分布がなされております。これを合計いたしますと、三百七十七万三千三百八十七株で十八億八千六百六十万円でございますが、この十八億八千六百万円というこの分布いたしました根拠、また大蔵省はこの十八億というものをこれらの設立委員以下市中銀行、地方銀行等々におそろく額面で売つておつたと存するのでありますが、この売つつけた根拠、これを承りたいと思ひます。

○金光政府委員 ただいまの柴田委員の御質問のうち、国際電信電話会社関係のものにつきましては私から答え申し上げます。ただいまの御質問の中で、国際電信電話会社は昨年の八月から設立されたというようにおつしやつたようでございましたが、実は昨年の

八月に電氣通信省から日本電信電話公社ができて、その際に国内の通信事業と国際の電氣通信事業を合せまして、一応日本電信電話公社がその業務を引き継いだのでございまして、国際電信電話株式会社は本年の四月一日に発足いたしましたわけでございまして、たゞいま収入の見込みがどうなつてゐるかというお話でございまして、二十八年度の収支見込みがどうなるかということにつきましては、たゞいまお手元に差上げました資料でおわかりになりますように、大体外国に対しては電報と電話を合せまして、年間で四十七億程度の収入が見込まれるのではないかと、いふふうに予想してゐるわけでございまして、それから第二点のお尋ねの国際電信電話株式会社の株の配分についてでございますが、これに対しては国際電信電話株式会社法によりまして、公社の持つておりました国際電氣通信事業の設備を現物出資したことにによりまして、それに対して割当てられました株は、この会社法の附則の二十項に基きまして、まず公社の方に国際電信電話株式会社の株の交付を受けましたら、公社はその後遅滞なくその株式を政府に譲渡しなければならぬというふうになつておるわけでございまして、また附則の二十一項に、「政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならぬ」という規定があるわけでござい

ます。国際電信電話株式会社の資本金は全部で三十三億に相なつたわけでござい

この現物出資の株の売り出しと大体時期を同じくいたしまして、それにつきましても大体同じ範囲の業態のところ、その株を売ったわけでございます。ただ二十億を目標といたしましたが、実際に今日までに処分のできましたものは、ここにありますが、十八億八千万円ばかりでございます。当初の予定よりも約一億二千万円ばかりは未処分に残つたというところに相なつておるわけでございます。なおその三十三億とその残りの差額であります十四億円の株式につきましては、当初はこれを来年度に売り出すということにいたしておつたのでございますが、今回の新しき二十八年度の本予算におきましては、国際電報の現物出資株三十二億の売却代金を全部電報公社の建設資金に充当することといたしましたので、残余の十四億につきましても、本年度内におきましてこれを売り出すということになると思ひますが、この残余の売り出しの方法等につきましては、まだわれ／＼といたしていません、大蔵省でどういう方針をとるかというところに、これは承知しております。以上国際電報関係につきましてもお答えを申し上げます。あとの公社の方の点につきましては、公社の方から答弁を願うことにいたします。

○秋草説明員 お答え申し上げます。ただいま資料の現在のあり高がどのくらいあるか、並びに不良資材がどのくらいあるかという御質問でございますが、その前に、監査制度が確立して、非常に内部がよく行つていられるやうだ、というお話でございますが、会計監査という点については、公社法の制定とともに、内部統制に十分力を入れるという点で、機轉的にも人員の上にも、手続の上におきましても、十分注意はしておるのであります。こうした資料の回転とか、在庫量とかいうことになりまします。従来の会計法規では直接な／＼監査の対象にならなかった。われ／＼はこういう点につきましてこそ、企業的な観点から厳正しなければならぬ問題がたゞあるわけでございます。昨年度この資料につきましては、特に総裁からの特命で、徹底的な在庫及び購買の規正をはかつたわけでございます。数字を申し上げますと、最近の決算が、正規にはまだ内部的にも経営委員会にも出しておりませんが、私どものところでは大体において完結したのであります。現在高百十八億でございます。少し数字は動くかと思ひますが、この数字は、一年前の二十六年度の決算に比べますと、今ここに資料がないので多少、数字は違ふかと思ひますが、百二十五、六億だと思つております。金額はそう大きくは減りませんが、とにかく八、九億の減少を来したわけでありまします。しかしこの内容を検討いたしますと、今までの制度的にも、年末の貯蔵品というものが、ややもすれば未完成工事に相当振りかへられまして、正確な貯蔵品勘定の把握が困難だったので、今年度からは正確な貯蔵品勘定を把握しておりますので、実際上の数字は前よりよりよくなつておるといふことが言えると思ひます。しかも事業の幅は二十六年度よりも非常に膨張して、よりまし、比例的にはこの数字は前よりかなりよくなつておるのじやないか、こういうふうに思ふのであります。それならば、二十七年度はこんな状態で経過

したのであります。二十八年度はどういうふうな計画かという点を御参考までに申し上げます。本年度の用品購買費の予算額は、資金手当ては三百九十二億計上しております。それから昨年度の百十八億在庫があつたときの予算は、補正予算をまぜまして二百九十九億あつたのであります。二十八年度の予算におきましては用品購買費は、建設勘定の非常な膨張とともに多くなつておるのであります。にもかかわらず私どもの計画では、何とかして貯蔵品はふやさないように、できれば百億くらいで、なお縮めて行きたいという決心を持っております。こうしますと在庫の回転は大体四分の一というふうな非常によくなるのじやないか。従来半々くらい在庫があつた例もあつたのであります。もし百億でとどめられるならば、これは在庫の回転が非常によくなつたと言へると思ふのであります。

それからもう一つは、不良資材が相当ありはしないかという御質問ですが、私どもの在庫というものは、もちろんメーカーなり業者から買ひます新品の品物がありますが、建設とともに改良工事があつて、常時非常にたくさん撤去工事が伴うのであります。従つて撤去品がもつて入りますので、この撤去品については、ほんとうのスクラップは別として、ほとんど一応使えるものはひとまず貯蔵品に入れるのであります。そうして正規の技術認定委員会というものがそれ／＼の通信局にありまして、これを認定し、これを一級、二級、三級にわけ、正式に一級はただちに使えるもの、二級は工作工場へ持つて行つて修繕を加え

る、三級は売却処分をする、こういうような処置をいたすものであります。ゆえに、貯蔵品が完全無欠に新品であるといふことはなかなか言えないのであります。ただしその撤去品が存在していても、検討すれば必ず売却しなければならぬものが多少出て来るのであります。この数字は大体四、五億あるのではないかと。この整理を不徹底にやりますと、このパーセンテージが非常に大きくなつて参るのであります。本年度は貯蔵品の内容を検討して、徹底的に技術認定を強化して、使えないものは早く処理するということを、今年度は完全に行つてみたい、こういうふうに思つております。ただし撤去という工事が常に継続して参りますがゆえに、多少の不良品なりスクラップに類するものがあるのが、常時少しづつ飛び込んで来るということだけはあり得るのであります。

○柴田委員 ただいま国際電話の関係で、第一点は私の間違ひだと思ひますので了解いたしますが、そうなりますと、数字の見込みを表によつて拝見いたしますと、六億八千七百万の利益の目標のように見受けられますが、こういう前途有望である国際電話の株式を、先ほどの御説明によりまして、大蔵省が定着した、しかも浮動のないような人々を選んでこれを持たした、こういう御答弁のようでございますが、この問題に關しましては、大蔵省の係官からもう一度十八億の分布の状況の根拠をはつきりと承つておきたいと思ひます。

それから手持ち資材の状況でございますが、今の御答弁のように、はたして四、五億程度のものではあつたならば、われ／＼も目にかどを立てて心配するほどのものではございませんが、ただ前から電報公社が引継いだ品物も相当の中に入られておつたのであるから、莫大な金額の不良品があるのではないかと、こう想像されるので、心配のあまり質問しておるのであります。もしも今の御答弁のようなら、四、五億の程度であれば、終戦後のいろいろ物資の足りない時代を経由して来ておりますので、やむを得ないかもしれませんが、常に百億以上の手持品を持つておるといふことは、上手な経営方法ではないのじやないか。しかし現在まで電報公社がそういう形でつづいて常にかつて来ておるのかどうか。年々の手持ち資材というものは、大体において百億以上であるのかどうか、それだけなければならぬのかどうか、もう一度承りたいと思ひます。

○秋草説明員 手持ち資材の標準の量をどの程度に定めるかという質問でございますが、ただいま各年度の統計的な数字はここへ持参してないので、あるいは後刻お届けてもよろしいと思ひますが、大体私どもの建設、損益勘定、すなわち建設工事、保守工事を遂行する上に必要な在庫の量というのは、行政官庁と違ひまして、特に電気通信省になりましてから貯蔵品勘定というものが設けられ、しかも特別会計法時代からでも、物を買つたといふことは、予算の規制を受けずに、總額的な規制だけを受けて、物の払出しはすなわち予算のわくを食うものである。物を購買するといふことは、一般の行政官庁では支出になつておるのであります。電気通信省になりましては、

企業会計になつて、物を買うというこ
とは財産の移動にすぎないのであつ
て、またこうした制度をとらなけれ
ば、企業は常時回転いたしなけれ
ば、貯蔵品勘定というものを設置しなけれ
ば企業は円滑に行かないのでありま
す。この点はぜひ御了解願いたいと思
うのでありますが、しからばどの程度
事業を回転するために必要かといいま
すと、私どもの考えでは、現在年間に
使います量の三箇月分、すなわち四分
の一だけの保有がもし常に維持できれ
ば——というのは現在それ以上持つて
おりますから、この程度まで抑えられ
れば非常に良好な成績ではないか。こ
れ以上在庫を押えて、たとえば一箇月
分だけ持つというふうなことになるま
すと、これだけ龐大な、四百億に近い
資材の買付を、常に一箇月ぐらゐの貯
蔵量でまかなうという事は、受注者
もむずかしい、物の生産も、すぐ町で
買つて来るという品物もございませう
けれども、発注して納期まで相当かかる
ものもあるわけでございます。部品に
ついても、やはり現場から本社に調達
するまでには、いかに早くやつても二
箇月ぐらゐの事務の組織があるわけで
あります。そういう点は、ただ現場か
ら電話一本で本社がすぐ品物を届け
ばいいという事は、実際上はなかなか
できないのでありまして、それによつて
現在各通信局に配給局を置きまして、
それに大口の配給をしておる。それか
ら配給局から各府県庁所在地の通信部
のところにあります材料課に物を相当
量置く。こういう段階があつて、初め
てその材料課から小出しに現場に使わ
せるという段階を通りますがゆえに、
現在まだ百十八億では規制はしなけれ

ばならぬと思つておりますが、これを
一箇月なりあるいは二箇月なりといふ
ふうに行きますと必ず——私どもでは
バック・オーダーと称しますが、工事
にさしつかえることになりまして、すな
わち物は相当とのつたけれども、一
品ながきゆえに工事が遅れて行くとい
うケースが非常に多くなつて行くこと
になります。この点は品物は一万点に
近い品種がございまして、調達計画と
か購買については非常にめんどろな
であります。品物が限られておれば、
メーカーなり業者なり、相手もわずか
であります。多種多様の規格と仕様
がございまして、やはりある程度の
貯蔵量というものをそこに置いて、
資本を寝かせることも必然的に起るの
じやないかと思つております。現在
の数量が現在のままで正しいとは申し
ませんが、仕事の上にもさしつかえ
る。しかし私どもはでき得れば将来
とつ三箇月分ぐらゐまで持つて行け
らという理想を持つております。予算
総則では現在百五十億の貯蔵をオーバ
ーしてはいけないという規制を受けて
おるのであります。ですから、現在ま
でのところはかき下まつておるの
であります。予算総則はかりにゆる
やかであつても、今後もう少しばかりの
努力をして在庫を少くして行く、こ
ういふ決心ではあります。

て、国会におきましてもすでに○・二
五という増額案が決議されております
が、電電公社におきましては○・四
八かと聞いておりましたが、○・四八
を出しておられるのはどういう根拠が
あるのか、伺いたいと思ひます。
○榎田委員 お答え申し上げます。昨
年十一月に公務員及び専売、国鉄等の
公社と一緒に、電信電話公社におきま
してもベースアップをいたしました。
その際のベースの内容と申し上げます
は、基準内賃金、すなわち本俸と家族
手当と勤務地手当、これを合算して
電電公社は一万三千四百三十円、専売
公社がそれより二円減つて一万三千四
百二十八円、国鉄が約二百円不足であ
るという形に大体きめられた次第でござ
います。その際私どももいたしまして
ては、公務員におきましても他の公社
におきましても、期末手当といいたしま
しては年間を通じまして一月分、それ
から特別手当と申しまして、これは公
務員も一箇月分でございますが○・五箇月、
合計一・五箇月分が別に特別給与とし
て予算に認められた次第でございま
す。そこで当時いろいろ電通委員の方
からも非常な御援助をいただきました
で、一方私どもの方としましては調停
委員会にかかつておりましたので、調
停委員会が示された線をできるだけ出
すといふことで、給与総額におきま
してはもちろん、基準内賃金と期末手
当ないし特別手当と一緒に考え得る次第
でございますので、そのうち期末手
当の○・五をつぶしまして、基準内賃金
に繰込んだという形にいたしました次第
であります。そこで従ひまして組合との
調停の線におきましては、それを入れ

て調停案の線に持つて行くという形に
いたしましたために、厳格に申しま
すれば当然予算的には年末には○・五の
特別手当と、年間を通じまして、他の
方では一月分でございますが、それが
○・五箇月分ということになるわけで
あります。そういう次第でありますか
ら、公務員及び他の公社におきまして
は、○・五を出す場合において半々出
すといふことになれば、今回は○・二
五しか出せないという形になつてお
つた次第でございます。なか／＼組合あ
るいは職員の方におきましても、一般
の情勢から一月分という要望が出て参
りまして、これに対していろいろやり
くりをいたしましたけれども、ともか
く年末に持つておりますのを○・三六
程度今度出すといふことにしまして、
その他超勤手当等の原資を使ひまし
て、○・四八という線に持つて行つた
次第であります。

決定されましたので、国鉄も公務員と
同じように、期末手当としましては一
月というものになつておりましたの
で、その半分の○・五を出されること
が当然予算的にもそういう形になるの
でございます。但し電電公社の方に
おきましては期末手当と称するものは、
これは予算的にいへば○・五しかない
のであります。あとの○・五はどこで
使つたかといへば、基準内賃金の方に
それを入れた。こういう形になつてお
つた、かような次第でございます。
○榎田委員 先ほどのことに関連いた
しますが、大蔵省の御出席がございま
すようか。
○成田委員長 要求いたしましたよう。
○榎田委員 国際電話の株式の分布状
況、それに関連いたしますが、料金の
改訂率二五%の内訳というものを拜見
いたしますと、今度国際電話株式の株
式売却代といたしまして三十二億が計
上されております。しかるにこの株式
の総額は大蔵省の保有分を合算して
三十三億という数字があります。そう
しますと一億の相違がございまして、こ
れはどういうわけでございますようか。
○金光政府委員 先ほど御説明する場
合に、ラウンド・ナンバーで申し上げ
たのでございますが、国際電信電話公
社の資本金の総額は三十三億ござい
ます。そのうちで公社からの現物出資
額は三十二億八千万円でございます。
二千万円ばかりが残つておりまし
て、それだけを現金で募集いたしまし
て、それによつてこの会社を設立した
わけでございます。

確な御説明を伺いたいと思います。
○梶井説明員 御承知のように終戦前までは、私設交換につきましては、民間の利用される方がみずから施設されたのであります。それが終戦後にお

きまして、GHQのお勧めによつて公社が全面的にその財産を取入れて、そうして今後は公社が施設し、公社が保守するという制度に相なつたわけであります。従つてわれ／＼として考えますことは、この私設交換というものは、それを使う人の希望によつてやる方が公平ではないだろうか。でありますから、公社にやつてもらいたいという人には、公社の方から進んでやります。また自分でやるという人には、自分でやつてもらふということにする方が公平と考えた次第であります。しかし現状におきましては、すべて公社がやつておりまして、そうしてその施設も、また保守も、相当注意深くやつ

ておりまするので、
障害等も著しく減

つております。そういう意味におきま

して、現在公社がやつておるのは、決

して戦前においてやつておづたよりも

美つておらないということを申し上げ

たにすぎないのでありまして、それが

公仕がやつなサレばなつて、二、三

とは言ひ得ないと、ち意味でありま

90

○成田委員長 本会議が開会されました

なので、本日はこの程度にとどめまし

次会は公報をもつて御通知いたし

す。

これにて散会いたします。

午後二時四十二分會

1

•

印刷者 大藏省印刷局